

事 務 連 絡
平成27年 3月5日

秋田県
自動車運転代行業者 各位

東北運輸局秋田運輸支局

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく
事務・権限の移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第291号）は、平成27年4月1日に施行することとされており、同法及び同令の施行後は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく国土交通大臣の事務・権限（標準自動車運転代行業約款の作成を除く。）については、都道府県知事に移譲されることとなる。

よって、平成27年4月1日以降は、貴殿に係る国土交通大臣の事務・権限については、秋田運輸支局に代わり秋田県が行うこととなるため御留意願いたい。

(国土交通省担当)

東北運輸局秋田運輸支局
輸送・監査部門

吉川 博幸

電話：018-863-5813

(秋田県担当)

秋田県生活環境部県民生活課
安全安心まちづくり・交通安全班

佐藤 正行

電話：018-860-1523